

農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）に係る権利及び義務の承継に関する公告

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条第2項の規定により、令和3年6月10日付け公益社団法人角田市農業振興公社理事長からの申出を承諾したので公告する。

令和3年7月19日

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社

理事長 寺田 守彦



○公告概要

角田市に存する農地 402 筆，契約件数 268 件，農地面積 1,400,204 m²を承継